平成２３年（フ）第２０４号
千葉県八千代市勝田台２丁目16番地５　３棟205号
債務者　伊藤　美穂
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１７号
千葉市稲毛区小中台町488番地１　稲毛スカイタウン４棟1506号
債務者　中塚　昌枝（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９号
富山県魚津市吉島1142番地　雷鳥マンション８号室
債務者　徳本　俊之
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第９号
石川県能美市西二口町丙40番地３
債務者　早川　依里
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５４号
長野県塩尻市大字広丘吉田552番地12
債務者　中沢　順子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５９号
長野県安曇野市三郷明盛264番地12
債務者　小波瀬哲也
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７６号
長野県安曇野市穂高5696番地１　東和レジデンス21―102号
債務者　齊藤　　操
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１１号
長野県諏訪市沖田町２丁目65番地４　沖田ヤマキコーポ101号
債務者　伊敷　文伸
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第５３号
岐阜市鏡島1177番地２
債務者　二階堂祥榮
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５４号
岐阜市鏡島1177番地２
債務者　二階堂由美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８６号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町３丁目269番地１　M&Mマンション203号
債務者　長尾　誓心（旧姓寺尾）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８７号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町３丁目269番地１　M&Mマンション203号
債務者　長尾彡恵子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９３号
岐阜県各務原市蘇原申子町３丁目８番地　グリーンウッド金武202
債務者　アイランドリバーこと　島川　雅彦
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１１号
岐阜県高山市七日町３丁目168番地２　古川マンション
債務者　後藤　孝子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
岐阜県高山市総和町１丁目47番地　山下歯科マンション303号
債務者　吉田　　勲
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第７９０号
名古屋市港区小賀須４丁目930番地
債務者　渡辺珠美恵
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４６号
名古屋市中川区八幡本通１丁目33番地の10　グレイス八幡303号
債務者　渡部　武和
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４７号
名古屋市中川区八幡本通１丁目33番地の10　グレイス八幡303号
債務者　渡部実奈子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部